

## 五經正義語彙語法筭記(二)

野間文 史

### 三一 一 「復」

前稿末の三一「自」を継ぎ、接尾辞を伴う二音節の副詞・接続詞の例として、本稿では「復」「是」を取り挙げる。先ず「復」の用法について、志村良治氏『中国中世語法史研究』(三冬社 1966)は次のように指摘しておられる。

「復」は「故復自佳耳」(世説 文学)、「亦復誰能遣此」(世説 言語)と複合する。これも、中古初期からにわかに活発化する現象で、これによって語としての独立性をつよめたが、「復」は接尾辞化してゆく。「而復」(羅什訳『法華經』譬喻品)、「或復」(同)、「況復」(同)、「乃復」(同)、「雖復」(同)、「亦復」(同)、「加復」(同)、「信解品」(尋復)(同)、「若復」(同)、「法師品」(故復)(世説 文学)、「亦復」(世説 言語)、「況復」(世説 黜免)、「雖復」(又復)、「時復」(乃復)、「豈復」(以上『遊仙窟』)、「又復」(目連變文)。これらの「復」は第一音節の意義素と重複する同義結合を持つものが多く、ほとんど文に調子を与えるだけの働きとなつていゝるものが多い。「復」により「もういちど」の意義をになわせている語はほとんどなく、接尾辞化しているとみとめられるものである。「誰復」「況復」「乃復」など後出の語も、「復」のかるい用法から、単に添えられるにいたつていゝるものと認め

られ、さきの「レ自」の場合と対比される（九九頁）。

また、太田辰夫氏『中国語史通考』（白帝社 1988）も「レ復」現代語では用いないが、漢から唐にかけてきわめて多く用いられた。『復』の意味は消失しているものと解される。いま若干の例をあげておく」として、『史記』からは「又復」「亦復」、『生經』からは「必復」、そして『賢愚經』からは「倍復（ますます）」、さらに『世説』からは「故復（まだ）」の用例を挙げ、

以上、ごく一部を例示したが、これらのほか、「非復」「無復」のごとく動詞にも、「當復」のごとく補助詞にも、「雖復」「若復」「況復」「爲復」のごとく連詞にも用いる。

と述べておられる（六一頁）。

もつとも、牛島徳次氏『漢語文法論（中古編）』（大修館書店 1972）が「無復」について、

劉淇の「助字辨略」では、このような場合の「復」について、「此復字、語助也（巻5）と説いているが、妥当でない。従って、ここでは「復」を「又、更、再、重、還、仍、亦」等の詞と同類のものとして訳出する。

「非復<sub>レ</sub>」をも参照されたい。

例：「公因便還到過任邊云：君出臨海、便無復人。任大喜悅。」（世説）

（そこで公「王導」は接待に廻ったおり、任のそばに寄って、「あなたが臨海を出てしまつては、あそこにはもう人材がいませんね。」任は（そう言われて）上機嫌だった。）（八一・二頁）

と述べておられるように、「レ復」が語助ではないとする見方もあるようで、「復」に「もういちど」の意義を残しているかどうかの見極めは、なかなか困難なようである。

いずれにしても、六朝時代に「レ復」の用法が増えてきたというのが、中国語学専家の大方の見方である。そしてこれがそのまま「五經正義」の文章にも反映したのであろう、ここにも多種多様な「復」を伴った語が見出せるので

ある。以下、「五經正義」に見える「雖復」「豈復」「寧復」「或復」「無復」「非復」「不復」「亦復」「又復」「猶復」「更復」「且復」「還復」「當復」「將復」「況復」の例を、『春秋正義』を中心に順次紹介する。

〔雖復〕(注一)

左① 春官宗伯之屬有大史下大夫二人、小史中士八人、內史中大夫一人、外史上士四人、御史中士八人、雖復各有所職、俱是掌書之官。(01-05b)

左② 穎子嚴、名容、陳郡人也。比於劉賈之徒、學識雖復淺近、然亦注述春秋、名爲一家之學。(01-21b)

易① 婦貞厲者、上九制九三、是婦制其夫、臣制其君。雖復貞正、而近危厲也。(02-17a)

書① 此語是諸伯禽使知、雖復讀書以誥之、不得言「誥策」也。(15-29a)

詩① 雖俱準舊法、而詩體不同。或陳古政治、或指世淫荒。雖復屬意不同、俱懷匡救之意。故各發情性而皆止禮義也。(01-1-14a)

記① 「而省納之可也」者、雖復多陳不可盡納入墻、故省少納之可也。(33-13b)

〔豈復〕

左③ 文王演易則亦文高旨遠、辭約義微、豈復孫辭辟害。以彼無所辟、其文亦微、知理之常、非所爲隱也。(01-26b)

左④ 劉炫云、案左傳不言望火、何以言「見其火」。玄卿以爲、孔子登泰山見吳門之白馬、雖婁觀千里之毫末。梓愼既非常人、何知不見數百里之煙火。孔子在陳知桓僇災者、豈復望見之乎。若見火知災、則人皆知之矣。何所貴乎梓愼、左氏傳而編記之哉。(48-14b)

易② 案上繫云「……」、又下「……」、皆人言語小事、及小愼之行、豈爲易之大理。又下繫云「……」、豈復易之小事乎。(07-01b)

書② 共工氏在顓頊之前、多歷年代、豈復共工氏親子至顓頊時乎。(02-12b)

【記③】「帝謂文王、必責誰所傳道、則上云「監觀四方、乃眷西顧」、豈復有人見其舉目迴首之時。」(16-4-10b)

【記③】按虞書「輯五瑞、脩五禮五玉」、豈復三等乎。

【寧復】

【左⑤】不取之者、以聖人盡性窮神、樂天知命、生而不喜、死而不戚、困於陳蔡、則援琴而歌、夢奠兩楹、則負杖而詠。寧復畏懼死亡、下沾衿之泣、愛惜性命、發道窮之歎。(01-28b)

【左⑥】「登」訓爲升。服虔以上「登」爲升、下「登」爲成。二登不容異訓。且云「不成於器」、爲不辭矣。又器以此物爲飾、寧復待之乃成也。(03-23b)

【詩③】孫毓謂傳爲長、而云「母斥褻姒」。褻姒乃是太子之讎、寧復望其依恃之恩。(12-3-06b)

【或復】

【左⑦】但於時周室既衰、天子微弱。忽然帥九國之師、將數十萬衆、入京師以臨天子、似有篡奪之謀、恐爲天子拒逆。或復天子怖懼、棄位出奔。則晉侯心實盡誠、無辭可解。故自嫌疆大、不敢朝王、故召諸侯、來會于温。(16-30a)

【書③】名篇之例、義無定準。……亦有捨其篇首、撮章中之一言。或復都遺見文、假外理以定稱。(01-1-01a)

【無復】

【左⑧】其盟神則無復定限、故襄十一年傳稱「司慎司盟名山名川羣神羣祀先王先公七姓十二國之祖」是也。(02-08b)

【左⑨】周禮「四縣爲都」、周公之設法耳。但土地之形、不可方平如圖、其邑竟廣狹無復定準、隨人多少而制其都邑。故有大都小都焉。(02-17b)

【易③】既居上者、能自損以益下、則下民權說、無復疆限。(04-30a)

【書④】以衡是大山、其南無復有名山大川可以爲記、故言陽見其南至山南也。(06-14a)

【詩④】是齊桓晉文能賞善罰惡也。其後無復霸君、不能賞罰、是天下之綱紀絕矣。縱使作詩、終是無益。故賢者不復作

詩、由其王澤竭故也。(詩譜序-05b)

記③ 其禮記之作、出自孔氏。但正禮殘缺、無復能明。故范武子不識殺烝、趙鞅及魯君謂儀爲禮。(01-03b)

[非復]

左⑩ 道爲升降自由、聖與不聖、言之立否、乃關賢與不賢、非復假大位以宣風、藉虛名以範世。稱王稱臣、復何所取。(01-27b)

左⑪ 小邾射以句繹來奔、與黑肱之徒、義無以異。傳稱書三叛人名、不通數此人以爲四叛、知其不入傳例。麟下之經、傳不入例、足知此經非復孔旨。(01-28a)

書⑤ 其施政者、乃是百官之事、非復義和之職。(02-20b)

詩⑤ 草蟲以下非復夫人身事、亦是夫人之致也。(詩譜序-11a)

記④ 「爲之不以樂食」、此是記者之言、非復或人之說也。(08-22a)

[不復]

左⑫ 但春之三月、不必月皆有事。若入年已有王正月者、則二月不復書王。若已有王二月者、則三月不復書王。(02-06a)

左⑬ 以其君之始年、歲之始月、故特假此名以示義。其餘皆即從其數、不復改也。書稱「月正元日」、意同於此。(02-07a)

易④ 觀注之意、必謂不然、亦用易緯六日七分義、同鄭康成之說。但於文省略、不復其言。(03-19a)

書⑥ 三載之內、四海之人、蠻夷戎狄、皆絕靜八音、而不復作樂。是堯「盛德恩化、所及者遠」也。(03-18b)

記⑤ 其後馬融鄭玄之等、各有傳授、不復繁言也。(01-04a)

[亦復]

左⑭ 既言歷爲王班、又稱魯人輒改。改之不憚於王、亦復何須王歷。杜之此言、自相矛盾。以此立說、難得而通。(06-01b)

左⑮ 凡公行還書至者、往反無咎、喜之而告廟也。「公如齊」見止求與高固爲昏、方始得歸。當以恥而不告、亦復告

廟飲至。故依常書之以示過。(22-01b)

書⑦ 秦誓理當是一、而古今文不同者、即馬融所云「吾見書傳多矣。凡諸所引今之秦誓、皆無此言」。而古文皆有、則古文皆爲眞、亦復何疑。(01-11b)

〔又復〕

左⑬ 釋例終篇云「諸雜稱二百八十有五」、止有其數、不言其目。就文而數、又復參差。(01-15a)

左⑭ 桓四年公羊傳曰「春日蒐、秋日蒐、冬曰狩」、三名既與禮異、又復夏時不田。穀梁傳曰「四時之田、皆爲宗廟之事也。春日田、夏曰蒐、秋日蒐、冬曰狩」、皆與禮異者、良由微言既絶、曲辨妄生。(03-21b)

書⑧ 「包山」謂遶其傍、「上陵」謂乘其上。平地已皆蕩蕩、又復遶山上陵、故爲盛大之勢。總言「浩浩盛大」、若漫天然也。(02-22b)

詩⑥ 武公既爲鄭國之君、又復入作司徒。已是其善、又能善其職。(04-2-04a)

詩⑦ 改正朔易服色、謂克紂之後。又復頒布使天下徧知之。(16-1-05b)

〔猶復〕

左⑮ 雖每年常四時講武、猶復三年而一大習、猶如四時常祀、三年而復爲禘祭、意相類也。(03-22a)

書⑨ (鄭玄) 又云「歐陽氏失其本義、今疾此敵冒、猶復疑惑未悛」。(02-03a)

詩⑧ 文王之化、行於汝墳之國、婦人能閔念其君子、猶復勸勉之以正義。(01-3-07b)

ちなみに、この疏文の基づいた「詩序」は「猶勉之以正也」であり、「猶」が「猶復」の二字に増幅されていることが分かる。

〔更復〕

左⑯ 左傳諸所發凡、皆是周之舊典。既言禮也、更復發凡、是重申周典也。直言「必書雲物」、不更云公、是日官掌

其職、非公所當親也。(12-19b)

左②〇 書傳言十一者多矣。故杜言「古者公田之法、十取其一」、謂十畝內取一。舊法既已十畝取一矣。「今又履其餘畝」、更復十收其一、乃是十取其二。故論語云「哀公曰「吾猶不足」、謂十內稅二猶尚不足。(24-06b)

杜注は「古者公田之法、十取其一。今又履其餘畝、復十收其一」であり、疏文で「更復」に増幅されていること。左③の例と同様である。「乃是」は後述、「既已」「猶尚」等の用法については別稿を予定している。

易⑤ 民之犯令、告之已終、更復從始告之、殷勤夫不已。若天之行、四時既終、更復從春爲始。象天之行、故云天行也。(03-04b)

書⑩ 貢賦之法、其來久矣。治水之後、更復改新。言此篇貢法、是禹所制、非禹始爲貢也。(06-02a)

詩⑨ 但文王自於國內建元久矣。無故更復改元、是有稱王之意。(16-1-05a)

記⑥ 此一經以上有四靈之文、更復解四靈之事。故記人假問答以明四靈也。(22-14b)  
〔且復〕

左②① 石未即害身之物、所以云「名必辱」。葬藜書體之物、故云「身必危」。既有困辱、且復傾危、此死時其將至矣。妻其可得見乎。孔子述此爻之義如是。(36-03b)

詩⑪ 言文公既愛民、務農如此、則非直庸庸之人。故秉操其心能誠實、且復深遠、是善人也。(03-1-18b)

記⑦ 但伏犧之前、及伏犧之後、年代參差、所說不一。緯候紛紜、各相乖背、且復煩而無用。今並略之。(01-01b)  
〔還復〕

左②② 人之本性、自然法象天地、聖人還復法象天地、而制禮教之。是禮由天地而來。故仲尼說孝、子產論禮、皆天地民三者並言之。(51-08b)

易⑥ 濡其首者、既得自逸飲酒、而不知其節、則濡首之難、還復及之、故曰濡其首也。(06-26a)

〔當復〕

〔五〕 釋例曰「遇者倉卒簡儀、若道路相逢遇者耳。周禮、諸侯冬見天子曰遇。劉氏因此名、以說春秋、自與傳違。

案禮、春日朝、夏日宗、秋日覲、冬曰遇。此四時之名。今者春秋不皆同之於禮。冬見天子、當是百官備物之時。

而云遇禮簡易。經書季姬及鄗子遇于防。此婦呼夫共朝、豈當復用見天子之禮。於理皆違」。是言春秋之遇與周禮冬遇異也。(03-14b)

ただしこれは「正義」の文章ではなく、杜預(222-248)の「春秋釋例」の文章である。「當是」は後述。

〔將復〕

〔五〕 ②④ 言爾已殺君矣、我若爲君、爾將肯放免我乎。言將復殺我。劉炫云、「爾將免我爲君之事乎」。(10B15b-16a)

〔況復〕

論① 言彼一鄉皆惡、況復少兒乎。孔子忽然見之、故弟子皆嫌疑之也。(04-15b)

三一三 「是」

次に「是」の用法についても、志村氏の説明を参考にしたい。

「是」に関連して、この接尾辭化の進行過程はなお明確につかみがたいが、中古初期に、「是」の語構成を持つ語彙が激増する。いま、その発展の様相の一部を見てみよう。羅什訳「法華經」には「皆是」(「見資塔品」)

・「即是」(「耐敵品」)・「則是」(「同」)・「乃是」(「化城喻品」)・「若是」(「信解品」)・「實是」(「五官弟子受託品」)・「悉是」(「從地涌出品」)がすでに用いられる。おそらく、口語の世界にあった「是」の慣用を反映するであろう(前掲書八三頁)。

そして志村氏は「世說新語」から「定是」「必是」「正是」「便是」「自是」「直是」「本是」「皆是」「則是」、また「遊



仙類」からは「直是」「終是」「實是」「既是」「乃是」「即是」「定是」の例を引用し、さらに杜甫詩に「是」の副詞的用法が類出することを、多数の用例を挙げて指摘している。

さて「五經正義」中にも「是」の用法は、その種類・分量ともに極めて豊富に見られる。紙幅の都合で、複数の用例を挙げることはできないが、以下、「春秋正義」から「當是」「蓋是」「應是」「要是」「真是」「實是」「本是」「必是」「爲是」「固是」「正是」「明是」「自是」「多是」「同是」「終是」「各是」「若是」「雖是」「乃是」「則是」「即是」「便是」「仍是」「但是」「止是」「直是」「已是」「既是」「亦是」「復是」「俱是」「定是」「又是」「猶是」「共是」「還是」「或是」「皆是」「凡是」「諸是」「全是」「疑是」「知是」「計是」「似是」「豈是」「並是」「寧是」の例を順次一例ずつ、他の「五經正義」から「總是」「元是」「宜是」「恐是」「祇是」「竟是」「悉是」の例を一例ずつ紹介しよう。

左① 若僖二十八年冬下無月而有壬申丁丑。計一時之間再有此日。雖欲改正、何以可知、仲尼無以復知。當是本文自闕、不得不因其闕文、使有日而無月。如此之類蓋是史文先闕、未必後人脫誤。(01-03a)

左② 孟子辯士之說、或當假爲之辭。此傳應是實也。(32-15a)

左③ 宴食雖非大禮、要是以禮見君、故服朝服。(32-18a)

左④ 舊說云「若河圖洛書天神言語、真是天命。此雖手有文理、更無靈驗、又非夢天、故言有若」。(02-04a)

左⑤ 元年正月實是一年一月、而別立名故解之、云「凡人君即位、欲其體元以居正、故不言一年一月」也。(02-06b)

左⑥ 古今之說、星隕至地、皆言爲石。經書在地之驗、故言隕石。傳本在天之時、故言隕星。不知星之在上、其形本是石也、爲當既隕始變爲石、聖賢不說、難得而知。(14-15a)

左⑦ 杜以天子上士中士俱稱名氏、石尚必是士矣。但不知爲是上士、爲是中士、故注直云士耳、必非下士。(56-15a)

左⑧ 魯女嫁於他國之卿、皆書之。夫人之嬖、尊與卿同。其書固是常例。賈云「書之者、刺紀賁叔姬」、傳無其事、

是妄說也。(04-04a)

⑨ 仲尼有所起發、則刊正舊史。無所褒貶、則因循故策。仲尼改者、傳辨其由。傳所不言、則知無義。正是史官自有詳略故耳。(03-14a)

⑩ 杜所以知其然者、以隱十一年傳例云「滅不告敗、勝不告克、不書于策」。明是大事來告載之策書也。(01-07a)

⑪ 公羊傳曰「王者執謂、謂文王也」。始改正朔、自是文王所爲。頒於諸侯、非復文王之曆。受今王之曆、稱文王之正、非其義也。(02-06b)

⑫ 但春秋之時不能依禮、諸侯史官多有廢闕、或不置內史。其策命之事多是大史、則大史主之、小史佐之。(01-06a)

⑬ 杜以「城向」與下同月、故檢「叔弓如滕」經傳之異、「如滕」與「葬」同月、知此「城向」與「出奔」同月。但本事既異、各隨本而書之。下有月而此無月耳。其實同是十一月也。(07-21a)

⑭ 此月不雨、未能成災、而書「夏大旱」者、此後雖得少雨、而終是不堪生殖、從夏及秋、五稼悉皆不收。(14-26a)

⑮ 杜云「皆文王之樂」、則「象箏」與「南籥」、各是一舞。南籥既是文舞、則象箏當是武舞也。(39-17a·b)

⑯ 春秋之例、若是命卿、則名書於經。此盟「客主無名」、故知皆是微者。(02-11b)

⑰ 春秋雖是周法、所記乃是魯事、故言「魯春秋」也。(01-08b)

⑱ 杞宋不奉周正、周人悉尊夏殷、則是重過去而忽當今、尊亡國而慢時主。其爲顛倒、不亦甚乎。(02-06a)

⑲ 春秋據魯而作、即是諸侯之法、而云「會成王義」者、春秋所書尊卑盡備。(01-26a)

⑳ 禮「適祔於適祖姑、妾祔於妾祖姑」、亦既不祔於姑。便是適妾莫辯。故祔則稱夫人、不祔則不稱夫人也。(03-05a)

㉑ 傳稱四者、皆舉中氣。言其至此中氣則卜此祭。次月初氣、仍是祭限、次月中氣、乃爲過時。(06-12b)

㉒ 卿佐之喪、公不與小斂、則知君之恩薄。但是事之小失、不足以貶人君。君自不臨臣喪、亦非死者之罪。(01-03b)

㉓ 劉炫以杜注自違釋例。以爲地無新舊之異、止是一地二名。(56-11a)

左②④ 雖左右所記二文相反、要此二者皆言左史右史。周禮無左右之名、得稱左右者、直是時君之意、處之左右則史掌之事、因爲立名。(01-06b)

左②⑤ 但春之三月、不必月皆有事。若入年已有王正月者、則二月不復書王。若已有王二月者、則三月不復書王。以其上月已是此王之月、則下月從而可知、故每年之春唯一言王耳。(02-06a)

左②⑥ 先書故書既是新意、則追書亦是新意、書與不書俱是新意、則稱與不稱、言與不言亦俱是新意。豈得不言不稱獨爲新意、言也稱也便即非乎。(01-15a)

左②⑦ 此猶如孝經「上下無怨也」。言人臣及民、上下無相怨耳。服虔云「上下謂人神無怨」。即如服言、下云「上下怨疾」、復是人與神相怨疾也。(49-11b)

左②⑧ 公羊之經獲麟即止、而左氏之經終於孔子卒。先儒或以爲麟後之經亦是孔子所書、故問其意之所安也。(01-23a)

左②⑨ 先達通儒、未有解者。古書亡滅、不可備知。然則尚書周官是成王號令之辭。尚書之言定是正法。左氏復與彼合、言必不虛。周禮又是明文、不得不信。蓋周公成王之時、即自有此一法也。(46-16a)

左③⑩ 不言或問而直言曰者、以荅前未了、須更起此問、若言問者猶是前人。且既解絕筆、即因問初起、以此不復言或、欲示二問共是一人故也。(01-25a)

左③⑪ 此章之文次如此者、……乃論身內之德、故次「能明能善」。其「明」與「善」還是德音之事。施之於人、有照臨之明、勤施之善耳。(52-28b)

左③⑫ 諸言父者、雖或是字、而春秋之世、有齊侯祿父、蔡侯考父、季孫行父、衛孫林父、乃皆是名。故杜以孔父爲名。(05-03b)

左③⑬ 凡是動植飛走之物、物既生訖、而後有其形象。既爲形象、而後滋多。滋多而後始有頭數。(14-11b)

左③⑭ 此言「死者無罪故不稱名」、則被殺書名、皆爲有罪。故語是大夫被殺書名者、杜皆言其罪狀、止以此傳爲例故

也。(19A13b)

左 ③⑤ 「既葬於墓、反哭於寢」、哀之尤極、情之最切。既葬而不反哭、全是不念其親。葬與不葬、殆無以異。故不反哭、則不書葬也。(03-05a)

左 ③⑥ 此與華元饗士、唯言有羹、故疑是「古賜賤官之常」。(02-20a)

左 ③⑦ 文九年「叔孫得臣如京師、葬襄王」、昭三年「叔弓如滕、葬滕成公」。如此之類、遣卿行者、皆書其使名。此不書使名、知是大夫往也。(03-03a)

左 ③⑧ 僖二十四年傳有原伯毛伯。杜云「原毛皆采邑」。此毛與彼、計是一人、而注不同者、此毛當是文王之子封爲畿外之國、於時諸侯無復有毛、或是世事王朝、本封絕滅、從此以後、常稱毛伯、國名尚存、仍爲伯爵、必受得采邑爲畿內諸侯、故注彼云「采邑」、此云「國」也。封爵既存、故云「諸侯爲王卿士者」。(18-01b)

左 ③⑨ 此盟亦總言諸侯、不書其國、似是公之後期、故解之。(14-26b)

左 ④⑩ 劉炫規過云、然天王失不班歷、經不書王、乃是國之大事、何得傳無異文。又昭二十三年以後、王室有子朝之亂、經皆書王、豈是王室猶能班歷。(06-01b)

左 ④⑪ 蘇云、誓於天子、下君一等、未誓繼子男。並是降下其君、寧是安居父位。(07-06a)

書 ① 「納舜使大錄萬機之政」、還是「納於百揆」、「揆度百事」、「大錄萬機」、總是一事、不爲異也。但此言德合于天、故以「大錄」言耳。(03-04a)

詩 ① 自「周南」至「鄭氏箋」、凡一十六字、所題非一時也。「周南關雎」至「第一詩國風」、元是大師所題也。「詁訓傳」、毛自題之。「毛」一字獻王加之。「鄭氏箋」、鄭自題之。(01-1-03b)

詩 ② 然則此后妃志使君勞臣、宜是賢者、不應失禮。而用觥者、禮法饗燕須設之耳。不謂即以罰人也。(01-2-10a)

記 ① 「皇」是三皇、「帝」是五帝。不云「皇帝」者、恐是一事不分、故鄭升帝於皇上、以殊異代矣。(01-13a)

記② 云「上帝大微五帝」者、按周禮司服云「昊天上帝。是一神、北極耀魄寶也。」(16-10a)

記③ 丹良是蟲、乃謂之鳥、是重其所養之物不盡食之、雖蟲而爲鳥也。但未知丹良竟是何物。(16-21a)

記④ 所以然者、此前三事悉是爲祭、祭欲吉故豫服也。(33-03b)

なお、右の「一是」と同じものではないが、繫辭としての「是」について、これもまたやはり志村氏が次のように指摘しておられる。

「是」はもと指示詞で主題提示の作用を持つ。上古語の場合、それは多く、長く複雑な主題を再提示し、語脈を明らかにする場合に用いられる。それが単一の主題を言う場合にも用いられるようになるが、実は漢代にもすでにその例が見られる。……漢代には弁別詞の「者」を用い、また主語と述語を直結するのがふつうの言い方であり、「是」も主題のながい場合、主題の再提示に用いるのがふつうであった。したがって、漢代は繫辭「是」の用意された時期であると言いうるのであろう。「是」が叙述文の必須の成分となるとき、はじめてそれを繫辭と言いうる。……これら繫辭とみとめられる「是」が常用されるのは六朝以後である。会話の部分にあらわれるこれらの「是」の用法は、まず口頭の世界に普遍に用いられはじめた。……しかし、「是」の否定はただちに「不是」とはならなかったようで、この点の検討も必要である。……「非是」「未是」が「不是」に先行する用法としてあるようである。……すると唐代に「不是」が用いられ、「不是黄金飾」(張九齡「和崔黃門寓直、夜聽蟬之作」)となったとき、「是」は繫辭として確立したとみることもできる。……しかし唐代に「是」の否定はほぼ「不是」となり、「是」の繫辭としての用法は六朝以来、唐にいたり普遍化したとみられる(志村氏前掲書三三頁)。

この繫辭「是」については、中国語学專家の間に異論が存在するようであるが、それはともかく、志村氏によれば、「是」の否定として「非是」「未是」が先行し、「不是」が後れるということである。そこで「五經正義」を検してみ

るに、三者いずれの用法も見出すことができる。「非是」が多いのは事実であるが、「不是」もすでに例外的とは言えないほどに多く見られるのである。これもまた紙幅の都合で、以下、それぞれ一例のみ引用する。

左④② 説左氏者知其不可、更云「鄭人嘉之、以字告故書字」。此爲因有告命之例欲以苟免、未是春秋之實也。（66-11a）

左④③ 春秋易象晉應有之。韓子至魯方乃發歎者、味其義、善其人、以其舊所未悟、故云「今始知」示其歎美之深、非是素不見也。（01-08b）

左④④ 故長曆推、此年二月癸亥朔、十日壬申、二十二日甲申、不得有戊申也。三月壬辰朔、則十七日有戊申也。此經上有二月下有夏、得在三月之内、不是字誤。故云「有日而無月」。（03-14a）

#### 四 「等與其…寧…」

「與其…寧…」 「與其…不如…」 「與其…豈若…」 が、伝統的に「其の…よりは寧ろ…」 「其の…よりは…に如かず」 「其の…よりは豈に…に如かんや」と訓読されて、比較・取捨選択を表す構文であることは、よく知られていることであって、ここでこと改めて取り挙げる必要はないのであるが、ただ、この構文中の「與」字の意味ないし働きについては、その解釈が必ずしも定まっていはいないようである。

たとえば王引之『經傳釋詞』卷一・吳昌瑩『經詞衍釋』卷一、さらに裴學海『古書虛字集釋』卷一では、この「與」字を「如（…若）」に訓じており、これは「廣雅」釋言の「易、與、如也」の訓に基づくものである。この場合、「如（…若）」は「爲表示假設關係的連詞」（古代漢語虛詞類解 陳霞村編 建宏出版社 1986）ということになる（注2）。この説は、たとえば以下の『左傳』襄公二十六年の条に見える「聲子」の言葉の例からすると、それなりに妥当性を持っているように思われる。

善爲國者、賞不僭而刑不濫。賞僭則懼及淫人。刑濫則懼及善人。

若不幸而過、寧僭無濫。

與其失善、寧其利淫。無善人則國從之。詩曰「人之云亡、邦國殄瘁」、無善人之謂也。

故夏書曰「與其殺不辜、寧失不經」、懼失善也。

右の「若不幸而過、寧僭無濫」、「與其失善、寧其利淫」、「與其殺不辜、寧失不經」は同じ用法であろう。また、「呂氏春秋」開春論にはよく似たものが「析奚」の言葉として、ここでは「聞善爲國者、賞不過而刑不慢。賞過則懼及淫人、刑慢則懼及君子。與其不幸而過、寧過而賞淫人、毋過而刑君子」と記述されているのも参考となる。

そしてこの説には淵源があり、「論語」子罕篇の「子疾病、子路使門人爲臣。病間曰、久矣哉、由之行詐也。無臣而爲有臣。吾誰欺、欺天乎。且子與其死於臣之手也、無寧死於三三子之手乎。且子縱不得大葬、予死於道路乎」に対する「集解」所引の馬融がすでに、「無寧、寧也。三三子、門人也。就使我有臣而死其手、我寧死於弟子之手乎」と注釈しているのである。馬注の意味は「たとい私に臣下がいて彼らの手の中で死ぬことがあろうとも、私はむしろ諸君の手の内で死にたいものだ」となるであろうか。

これに対して、「與」字は「比」に訓すべきだとする説がある。たとえば井上壽老氏「經傳釋詞疑義」与字第一(自家版 1956)には次のように述べている(原文にある返り点・送りがなは省いた)。

与其殺不辜、寧失不經(襄二十六年・左伝)

与。字王氏亦訓爲如、且曰、「凡上言与其、下言寧者放此」。此尤非矣。愚案、凡上言与其、下言寧者、所以言对比二事舍彼取此之意也。而其所最習見者、言就而不可而欲不欲中、取其較可者其所較欲之意者是也。詳言之、有事物於此、理而不可也、意而不欲也。故其意本欲而捨之。而勢有不可而捨之。於是較量二者可否、以取其較可者所較欲者。是其意也。然則此種与字、讀如字耳。与字讀如字者、猶对也。比也。以近代語訳之、猶云対象也。故「与

其殺二不辜、寧失不經」、猶云「比之其殺不辜、寧取其失不經」也。夫殺不辜、与失不經、皆不可也。然若就其不可中付輕重、則其失不經之不可、輕於殺不辜之不可。即以殺不辜為對象觀之、失不經勝於殺不辜也。以其勝之、故寧之也。寧猶安也、願也。其下言不若・不如・豈若・何如者、其意概与此同。但不必其不可耳。

この井上氏の説は、「與比也」「與對也」とする訓詁の例が、「爾雅」をはじめとする字書に見当たらないのを難点とするが(注3)、なかなか説得力のある議論である。

ただし、ここでは両説の是非を論じるのが目的ではない。筆者が本節にこの用法を取り挙げたのは、「春秋正義」が以上の二つの説とは異なり、「與」字を「等」に訓じており、また管見の及ぶところ、これがかなり珍しい解釈ではないかと考へるからである。

【襄公二十六年伝】故夏書曰「與其殺不辜、寧失不經」、懼失善也。

左① 此在大禹謨之篇、皋陶論用刑之法也。經常也。言若用刑錯失、等與其殺不辜之人、寧失於不常之罪。謂實有罪而失於妄免也。此書之意、「懼失善也」。(37-14a)

【定公十二年伝】其御曰、「殿而在列、其爲無勇乎」。羅曰、「與其素厲、寧爲無勇」。

左② 羅以曹小國弱、不敢來追衛師。而在後爲殿、是空設嚴猛。等與其空爲嚴猛、寧爲無勇示弱誘之、使曹人不憚以爲後圖。(36-09b)

【閔公二年伝】孝而安民、子其圖之。與其危身以速罪也。

【注】有公益見害、故言孰與危身以召罪。

左③ 去則「孝而安民」、留則「危身召罪」。等與其「危身以召罪」也、豈若「孝而安民」乎。勸使逃也。(11-15a)

以上の三例の疏文では、いずれも本文の「與其」を「等與其」に置き換えていることが分かる。さてこれをどのよ



うに訳すべきであろうか。なお、①の例は本節冒頭に掲げた「左傳」の文章のうちの、最後の「夏書」の部分の疏文である。そしてこれが偽「大禹謨」篇の疏文では、以下のようになっている。

【經】與其殺不辜、寧失不經。

【伝】寧失不常之罪、不枉不辜之善、仁愛之道也。

【書】① 「與其殺不辜」非罪之人、「寧失不經」不常之罪。以等枉殺無罪、寧妄免有罪也。（04-07b）

【書】② 原帝之意、等殺無罪、寧放有罪。傳言帝德之善、寧失有罪、不枉殺無罪、是「仁愛之道」。各爲文勢、故經傳例也。（04-08b）

つまり、『尚書正義』においても、「與」字が「等」に読み換えられているのである。ちなみに吉川幸次郎氏『尚書正義』では、①を「無実のものを間違つて殺すより、罪のあるものを間違つて赦す方がまだからである」、②を「もつとも帝の心持ちを遡ると、無罪を殺すよりは、有罪を放免しようというのであるが」と訳しておられるが、これは本文「與其」にそのまま引きずられた嫌い無しとしない。

それでは「與」が「等」つまり「ひとしい」の意味であるとはどういうことであろうか。ここで参考になるのが、実は北宋・邢昺『論語正義』の解釈である。『論語』中には「與其・寧」等の例が五例（二例は既に挙げた）見えるが、以下の二例が注目される。

【八佾】林放問禮之本。子曰、大哉問。禮與其奢也寧儉、喪與其易也寧戚。

【集解】包曰、易和易也。言禮之本意、失於奢不如儉。喪失於和易、不如哀戚。

論①「奢」汰侈也。「儉」約省也。「易」和易也。「戚」哀戚也。「與」猶等也。奢與儉、易與戚、等俱不合禮。但禮不欲失

於奢、寧失於儉。喪不欲失於易、寧失於戚。「言禮之本意、失於奢不如儉、不如哀戚」。(03-03a)

【微子】長沮桀溺耦而耕。……曰滔滔者天下皆是也。而誰以易之。且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉。……

【集解】士有辟人之法、有辟世之法。長沮桀溺謂、孔子爲士、從辟人之法、己之爲士、則從辟世之法。

論② 「且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉」者、「士有辟人辟世之法、謂孔子「從辟人之法」、長沮桀溺自謂「從辟世之法」。「且」而「皆語辭。「與」猶等也。既言天下皆亂、無以易之、則賢者皆合隱辟。且等其隱辟。「從辟人之法」、則有周流之勞。「從辟世之法」、則有安逸之樂。意令孔子如己也。(18-04b-05a)

これによると「論語正義」では、明確に「與猶等也」と訓じていることが分かる。そしてこの解釈にしたがえば、たとえば「八佾」篇の「禮與其奢也寧儉」は、「礼においては、(儉は)奢と等し(くともに良くはな)いが、どちらかといえば儉の方が良い」という意味になる。したがって、既引の①・②・③・④①・②もその方向で解釈すべきではなからうか。たとえば④①の疏文の場合は、「無実のものを間違つて殺すのと同様、好ましいものではないが、まだしも罪のあるものを間違つて赦す方がましである」ともともと、本文の「與」字を「等」に訓じることの当否については、今は問うところではない。

以上について或いは、北宋・邢昺の解釈を唐朝『五經正義』に当てはめるのは無理ではないかとの疑義が生じるかも知れない。しかし管見の及ぶところ、「與」字を「等」に訓じるのは右に引用した『春秋正義』と『尚書正義』、そして『論語正義』にのみ見えるものであること、「春秋正義」と『尚書正義』とはいずれも隋の劉炫『五經述議』を稿本にしたものであること、そして拙稿『論語正義源流私攷』(広島大学文学部紀要第五一卷特輯号一 1991)で提出した『論語正義』の原資料が隋・劉炫『論語述議』である」との仮説がもしも誤りなきものとすれば、三「正義」の「與」字の訓釈を同一のものとしても差し支えあるまい。そしてこの事實は、同時に拙稿の仮説を補強する例ともなるであろう。「與」字を「等」に訓ずる例について、大方の御教示を願う所以である。

注

(1) 「雖復」に關し、松尾良樹氏「金岡照光氏の『漢訳仏典』を読む」(『和漢比較文学』第二号、1986)に、次のような指摘がある。

この「雖復」も二音節で一語と見なすべきである。『撰集百緣經』中にはもう一例、「雖復在道、故食糞穢不淨之処」(第五〇話・『大正藏』27頁26行)と見えている。前条とも関連するが、『撰集百緣經』中には、接尾辞「復」を伴う二音節の副詞・接統詞が、「故復」「況復」「設復」「遂復」「尋復」「亦復」「又復」、さらにこの「雖復」を合せて合計八語見えるが、いずれも意味は「復」を除いた一字と同じである。漢訳仏典には二音節語が多く用いられているが、文言ならば、いずれも一字で表わす所である。この接尾辞「復」は最もよく用いられるものの一つで、鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』(『大正藏』九冊・二六二)にも「倍復・或復・加復・況復・若復・設復・雖復・尋復・亦復・又復」の十語が見え、「雖復」も五例を数える。ちなみに岩波文庫本の訓読は、「雖復誦衆經、而不通利」(上册50頁)、「雖復說三乘、但為教菩薩」(上册107頁)をはじめ、へまたと雖も√と訓じているが、この二字を一語として、へいえども√と訓じるべきであろう(五六頁下段)。

(2) 劉淇「助字辨略」が「與其、反設之辭」というのも、これと同類であろう。  
 (3) たとえば楊樹達「詞詮」卷九「與(一六)連詞」には、「比較二事用之、故必與不如・不若・豈若・寧等詞關聯用之。又或作與其、義同」とあって、この「與」字を直接「比」に訓じてはいないようである。

(本稿は平成九年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。)

The study of Chinese language  
in *Wu Jing Zheng Yi* 《五經正義》 II

Fumichika NOMA

This present paper is a study of Chinese language in *Wu Jing Zheng Yi*.

In this article the present author attempts to clarify the idioms as follows:

1. “~ fu (~復)”
2. “~ shi (~是)”
3. “deng yu qi ~ ning ~ (等與其~寧~)”